

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長  
( 公 印 省 略 )

### 労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成 15 年度における労災補償業務の運営に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、これに基づき適正かつ効果的に業務を推進されたい。

なお、下記事項は全国的な観点からみて平成 15 年度の課題と考えられるもの、あるいは新たに取扱いが変更されるものを中心に示したものであり、都道府県労働局（以下「局」という。）においては、厳しい定員事情の下、一層の事務処理の効率化に努めるとともに、管内事情、これまでの行政実績、主体的能力を勘案の上、重点化を図り、積極的かつ実効ある業務運営を展開するよう努められたい。

### 記

#### 第 1 迅速な労災保険給付の実施

##### 1 長期未処理事案の計画的処理等

平成 13 年度、平成 14 年度の 2 年間にわたり、年度当初において請求受付後 1 年以上の期間を経過した長期未処理事案についてその解消に取り組んだ結果、各々の年度において対象とした事案については、目標期間内の処理が実現されている。

しかしながら、近年の脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に係る請求件数の増加等を背景に新たに処理遅滞に陥る事案も引き続き多く発生しており、全体の処理期間の短縮が図られない限り、長期未処理事案が毎年発生するという循環は断ち切れない状況にある。

そこで、平成 15 年度においては、事務処理の進行管理を徹底し、標準処理期間内（脳・心臓疾患事案、精神障害等事案等標準処理期間が定められていない事案についても業務上疾病の標準処理期間である 6 か月間に準ずる。）の処理に努め、長期未処理事案の発生を抑制するとともに、現に請求受付後 1 年以上経過した長期未処理事案の早期解消を図るため、次の点に留意しつつ、組織的かつ計画的に対処することとする。

なお、長期未処理事案を解消することは、請求人の権利行使の早期実現に応えるという最重要課題であるとともに、業務負担を軽減し、事務処理の効率化につ

ながるものであるということを十分認識すること。

(1) 処理方針

ア 請求受付後6か月以上経過した長期未処理事案

新たに請求受付後1年以上経過する長期未処理事案を発生させないため、署長管理事案とし優先して処理する。

イ 請求受付後1年以上経過した長期未処理事案

局管理事案として局・労働基準監督署（以下「署」という。）が一体となって最優先処理することとし、局管理事案とした後できる限り早期に処理を終了する。

(2) 処理対象

上記(1)の対象とする事案は、各種請求事案における支給・不支給の決定が行われていないものとする。ただし、第三者行為災害に関する請求事案のうち、請求人が自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）等の請求手続の先行を希望しているため、労災保険給付の決定を保留している事案を除く。

(3) 進行管理と組織的処理

ア 長期未処理事案一覧表の管理者への配信

長期未処理事案の進行管理に資するため、新たに、平成15年7月（予定）より毎月月初めに局・署に対し、請求受付後6か月以上経過した長期未処理事案一覧表を配信することとしており、局・署管理者はこれを活用する等により進行管理を徹底し、長期未処理事案の早期解消に努めること。

イ 署長管理事案等の組織的処理

請求受付後6か月以上経過した署長管理事案の発生を極力抑制するために、標準処理期間を経過した事案（疾病事案については請求受付後おおむね3か月を経過した事案）について、署長は次長、労災担当課長及び当該事案の担当者等と合同で検討する会議を開催し、担当者から事案の処理状況を報告させ、事案の処理のために不足している情報及びその収集方法・時期等について具体的に指示し、長期化しつつある事案の処理について担当者任せにならないよう適切な対応に努めること。当該会議は事案の処理が終了するまで定期的で開催することとし、事案の処理に関して行った指示・指導事項については処理経過簿の管理者指示欄に記載する等事跡を残すこと。

請求受付後6か月以上経過した署長管理事案については、事案の処理について署長自ら担当者を指揮（必要な場合には担当者の調査応援のための業務分担について指示）する等、事案を長期化させないため、より積極的な措置を講じること。

局は、請求受付後6か月以上経過した署長管理事案の処理状況、処理見通し等について署長から報告を求め、長期化しつつある事案の進行状況を的確に把握すること。その結果、処理状況に問題が認められる事案については、署と連携を密にし、局管理者の指示の下、地方労災補償監察官等による具体的な指導、助言を行うこと。特に、署長管理事案を多く抱える署に対しては、

その原因分析及び対策の検討を指示するとともに、その処理について積極的に関与すること。

#### ウ 局管理事案の組織的処理

局は、請求受付後1年以上経過した長期未処理事案について、局管理事案としてできる限り早期に処理するための具体的な処理計画を立てさせる等署に対する指導を強化するとともに、場合によっては局に処理班等を組織し事案の処理に当たることについても検討すること。

#### エ 事務処理体制の整備

事案の処理に当たっては、支給・不支給の判断となるべきポイントを整理して必要最小限の調査を心掛けるとともに、取りまとめに必要以上の時間をかけ処理遅滞となることのないよう、復命書の作成については、各種調査票等の活用による簡易なものとする等事務処理方法の改善に努めること。

なお、専門医の医学意見書を必要とする事案については、署担当者が速やかに地方労災医員、労災協力医等の意見が得られるよう連絡体制を整備すること。

### 2 請求人に対する処理経過等の説明

資料の入手や関係者からの聴取に一定期間を要し、標準処理期間内に処理できない事案については、適宜請求人に経過説明をすること。特に、請求受付後6か月を経過しても支給・不支給の決定ができない事案については、その理由、処理の見通し等について請求人に説明し、理解を得るように努めること。

請求人より不支給となった理由、判断根拠等について説明を求められた場合には、調査結果について平易に説明し、各種パンフレット等を活用する等により労災認定の考え方を説明し、できるだけ請求人の納得が得られるよう努めること。

なお、これらの対応については、処理経過簿に記載する等事跡を残すこと。

### 3 労災保険給付に係る相談等に対する懇切丁寧な対応

脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に係る相談等については、相談者、請求人に対してパンフレット等を活用し、労災認定の考え方について十分に説明すること。

また、例えば、基礎疾患が認められるとして請求を控えさせるような言動をとったり、事案の処理の困難性を強調し必要以上に資料の提出を要求することは、相談者及び請求人に無用の誤解や不信感を与えることにもなりかねないので、厳に慎むこと。

## 第2 適正な労災保険給付の実施

### 1 じん肺有所見者に発生した肺がんの的確な補償等

改正じん肺法施行規則が平成15年1月20日に公布され、同年4月1日から施行されることから、じん肺有所見者に発生した原発性肺がんについては、じん肺合併症として取り扱われることとなるが、この労災補償上の取扱いについては、平成15年1月20日付け基発第0120003号「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」のとおりであるので、これ

に基づきの確な補償に努めること。

また、平成14年10月から医学専門家による「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」を開催し、石綿ばく露による心膜中皮腫に関する認定要件を含む石綿ばく露に関連する疾病の認定基準等についての検討を行っているところであり、平成15年度上半期を目途に一定の結論を得て、必要な認定基準の改正を行うことを予定しているので、改正後は関係者に対する改正認定基準の周知を図るとともに、これに基づきの確な補償に努めること。

## 2 疾病に関する認定基準の的確な運用

業務上の疾病であるとして請求される事案の中には、形式的に認定基準を満たすものの、発症の時期や症状の経過等からみて医学的検討が十分になされていない事例が少なからず認められることから、局においてこれまで業務上外の決定について問題となった事案等について分析、検討し、あらかじめ局協議とすべき事案についての基準等を定め、該当する事案については地方労災医員（場合によっては地方労災医員協議会）の意見を聞く等十分な医学的検討を行った上で業務上外の判断を行うよう体制整備を図ること。

## 3 障害等級の認定基準の一部改正

障害等級の認定基準については、最新の医学的知見に照らし見直しの検討を行うための医学専門家による検討会を引き続き開催しているところであり、現在は整形外科及び精神・神経の領域の障害について検討を行っているところである。

このうち精神・神経の領域の障害については検討をほぼ終了し、近く検討会から報告書が提出される見込みである。この報告書を基に、非器質性精神障害の評価、脳損傷による高次脳機能障害、カウザルギー及びRSD、脳損傷・せき髄損傷等による麻痺の取扱い等について、平成15年度上半期を目途に障害認定基準の一部改正を予定しているので、改正後は関係者に対する改正認定基準の周知を図るとともに、これに基づきの確な障害認定を行うこと。

## 4 第三者行為災害の迅速・適正な処理

第三者行為災害については、請求人が加害者側と民事訴訟の係争中であることや自賠償保険等に請求したが自賠償保険等が支払を保留していることを理由として長期未処理事案となっているものが散見されるが、労災保険に請求があった場合には、これらを理由として決定を保留することなく、請求人の意向を確認し、請求人の意向が労災先行である場合は、速やかに労災保険給付の決定を行うこと。

## 5 中小事業主等の特別加入に係る「包括加入」の取扱い

中小事業主等の特別加入に係る「包括加入」の取扱いについては、就業の実態を勘案して見直しを行い、別途指示することを予定しているので、的確な事務処理に遺漏なきよう期すこと。

## 6 不正受給の防止対策

労災保険給付に関する不正受給事件は、依然として後を絶たない状況にあり、最近では、振動障害事案の請求に関し特定の人物が多数の労災認定に不正関与した事件、労災保険制度に精通した者による事件等が発生しており、その内容も大型化、巧妙化する傾向にある。

不正受給の防止対策としては、平成14年3月28日付けで配付した「労災実務必携」の労災保険給付のチェックポイントを活用し、特に請求書記載内容の不審な点を見逃すことのないよう、審査・点検体制の強化を図るとともに、保険関係成立後短期間に請求が行われた事案等疑わしい事案として実地調査を行う対象の的確な設定に努めること。

また、不正受給が発見された場合には、事実確認を早急に行い、費用徴収の適用の検討、捜査機関への告発の検討を行うとともに、告発を行う場合は、本省に対し、事案の概要、経過及び対応策を遅滞なく報告すること。

#### 7 費用徴収及び支給制限の的確な運用

費用徴収及び支給制限については、平成14年3月7日付けで配付した「労災保険給付に関する支給制限及び費用徴収事例集」を参考に、局・署が連携し、必要に応じて本省とも連絡を取りつつ斉一的に実施すること。

#### 8 介護（補償）給付の額の引下げ

介護（補償）給付の最高限度額及び親族介護時の最低保障額については、平成15年度から引き下げることとしており、金額等については別途指示する予定であるので留意すること。

### 第3 労災診療費の適正払いの推進

#### 1 重点審査等による適正払いの推進

平成14年度における会計検査院の指摘額をみると、手術料、入院料、リハビリテーション料及び指導管理料の4項目で指摘額全体の約9割近くを占めていることから、平成15年度においては、これらを重点項目として審査を実施し、労災診療費の不適正払いの解消に努めること。

また、不適正払いを解消するためには、医療機関からの誤請求を減らすことが不可欠であることから、医療機関に対する労災診療費等に係る説明会の開催、誤請求の多い医療機関に対する個別指導の実施等により再発防止に努めること。

なお、医療機関に対する指導に際しては、局に設置されている労災診療協議会を有効に活用するとともに、管内に労災病院を有する局にあっては、労災病院との連携を一層緊密にし、適正払いの確保に努めること。

さらに、平成14年11月19日付け基発第1119004号「労災診療費算定基準の一部改定について」により、非課税医療機関に係る労災診療単価の取扱いが改正され、平成15年4月1日以降の診療に係るものから適用されることとなるので、対象医療機関に対する周知を図るとともに、(財)労災保険情報センター（以下「RIC」という。）地方事務所と連携して事務処理を円滑に進めること。

#### 2 RIC地方事務所との連携及び点検効果を促進するための支援の強化

労災診療費点検業務の適正・円滑な実施を図るため、労災診療費の点検・審査業務に係るRIC地方事務所との間の業務分担等について定期的に協議を行うとともに、誤りの多い項目について事前点検が的確に行われるようRIC地方事務所との連絡会議、研修会等において具体的に指導すること。

また、公益法人改革に伴い、RIC地方事務所の体制の一層の効率化が求めら

れており、R I C 地方事務所における点検事務の効率化及び事前点検の精度の確保のために必要な支援を図ること。

### 3 短期給付一元管理システムによる「治ゆ年月日」の登記の徹底

労災診療費の治ゆ後請求に係る過誤払により生じる債権をなくすため、「治ゆ年月日」の登記の徹底を図ること。なお、登記は「療養の費用決議書」、「休業決議書」又は「基本情報修正帳票」で行うことができるので、提出された休業（補償）給付請求書、障害（補償）給付請求書等により治ゆ年月日を把握した際には、短期給付一元管理システムに速やかに登記すること。

## 第4 長期療養者に対する適正給付対策等の効果的な推進

### 1 振動障害に係る適正給付対策

振動障害に係る適正給付対策については、平成14年度を初年度とする第6次3か年計画により対策を推進しているところであり、局においては計画的に調査を実施することにより適正給付対策の着実な推進を図ること。

特に、症状固定の判断が困難な事案については、地方労災医員（場合によっては地方労災医員協議会）の意見を聞く等により対策を推進すること。

なお、症状固定と判断する際には、被災労働者に対しアフターケアによる措置と併せて社会復帰援護措置について十分に説明すること。

### 2 一般傷病に係る適正給付対策

振動障害以外の長期療養者に対する適正給付対策については、長期的にはじん肺を除いた長期療養者数は減少傾向にあるものの、骨折、関節の障害、打撲、創傷については、依然として長期療養者が多数存在していることから、局においては、長期療養者の状況を分析した上で、それぞれの実情に応じて重点となる傷病及び調査対象者を選定し、効率的かつ計画的に適正給付対策を推進すること。

### 3 社会復帰対策の推進

地域の雇用情勢に応じた社会復帰指導の実施及び各種援護金の周知・活用等を図ることにより被災労働者の早期の社会復帰を図ること。

## 第5 行政争訟に対する的確な対応

### 1 審査請求事件の処理に関する的確な支援

審査請求事件の3か月以内処理の促進を図るため、毎月必ず審査請求事件の処理状況を把握し、処理が遅延していると判断される事件については、遅延している原因を明確にし、その解消方法について労働者災害補償保険審査官に対し助言することにより、長期未処理事件（受理から3か月を超える事件）を発生させないように努めること。

特に、次の点について留意の上、労働者災害補償保険審査官に対する適切な助言及び支援を行うこと。

#### （1）新たな医証の収集

原処分庁から提出された医証について審理の初期段階に整理を行い、新たな医証が必要なケースか否かを検討し、必要な場合には迅速に対応すること。

## (2) 地方労災医員協議会精神障害等専門部会の開催

精神障害等事案の審理において、業務に関連する出来事の新たに明らかになった場合には、地方労災医員協議会精神障害等専門部会を新たに開催し、判断を求める必要性があるか否かについて、早急に検討すること。

## 2 行政事件訴訟の的確な追行

行政事件訴訟に関しては、次の点に留意の上、的確に追行すること。

### (1) 第一審の審理に対する的確な対応

控訴審の審理期間の短縮、上告受理申立て要件の厳格化等により、上級審での逆転勝訴はかなり困難な状況となっていることから、第一審において正しい判断枠組みの下、妥当な事実認定がなされるよう、随時訟務対策会議を開催する等により、原処分妥当性に関する主張・立証が的確であるか、相手方の主張に対する反論が的確であるか等について十分な検討を行うこと。

### (2) 分かりやすく丁寧な主張、客観的な根拠による立証の必要性

医学的事項について裁判官の十分な理解を得るため、準備書面はもとより、医学的意見書や医学証人によって立証を行うに当たっては、医学専門家の理解と協力を得つつ、専門的表現をできるだけ避け、基本的なことから平易かつ丁寧に記載・説明するよう留意すること。

さらに、国の主張の内容が学会等で広く認められていること、証拠が高度に信頼性を有することを、客観的な証拠をもって示すことにより裁判官の心証形成を図ること。

また、図、表、グラフ等視覚に訴える手法による等、理解しやすくするための創意工夫を行うこと。

### (3) 脳・心臓疾患事案の対応

脳・心臓疾患の業務上外に関する事件については、「長期間の過重業務」が主な争点となることが多いことから、労働時間を始めとした関係資料の収集・確保に万全を期すこと。

また、労働基準行政情報システムの全国掲示板に掲載している「統一的準備書面」等を活用し、原処分が妥当であることについての主張を明確に行うこと。

### (4) 法務当局との連携

日頃から法務局等との連携を密にし、認定基準の内容等の情報提供を行うとともに、訴訟技術の向上のための研修等を実施する際には、相互の積極的な連携を図ること。

## 第6 年金関係業務の適正処理

### 1 定期報告書の審査等における事務処理

定期報告書の審査により、生年月日等の転記誤り等が発見され支給決定時まで遡る「基本権取消」となる事案が依然として見受けられることから、支給決定時の審査・機械入力・決裁等の適正処理はもとより、定期報告書の審査に当たっては、戸籍謄本、住民票等の添付書類との照合を確実にすること。特に、被災労働者の配偶者の父母を受給資格（権）者として認定しているような場合は、被災労働

働者と配偶者の父母との養子縁組の有無を必ず確認すること。

また、厚生年金等の調整対象者については、老齢厚生・基礎年金への選択替え、子の18歳到達に伴う遺族基礎年金の失権等、その受給内容に変更が生じている場合もあるため、添付資料により年金種別、受給内容を確認すること。

なお、定期報告書の未提出者については、速やかに督促状を送付することとし、いたずらに処理を長期間保留することなく、速やかに支払差止めを行うとともに、所在不明者については引き続き所在確認に努めること。

## 2 厚生年金等との調整における事務処理

労災年金と厚生年金等との調整における調整率の決定に当たっては、添付書類により厚生年金等の種別及び受給内容を確認し、誤りのないようにすること。

また、厚生年金等の調整対象者のうち、調査中あるいは請求中といったいわゆる「みなし調整」となっている者については、速やかに受給者に確認するほか、必要に応じて社会保険事務所への照会を行い、長期間「みなし調整」とならないよう留意すること。

なお、厚生年金等を受給している場合であっても、それが障害共済年金、遺族共済年金、旧厚生年金の通算遺族年金等である場合には、労災年金において調整を行わないこととされているが、これらについて、誤って労災年金において調整を行っていた事例も散見されるので、併せて留意すること。

## 3 年金受給権者の定期報告等

### (1) 定期報告書の提出期限

年金受給権者が提出する定期報告書の提出期限については、当該年金受給権者（遺族（補償）年金にあつては被災労働者）の生年月日に応じて5月31日（5月期）と10月31日（10月期）の二期に分けているところであるが、平成15年度から5月期については5月31日から6月30日（6月期）に変更することとしている。また、これに併せ、労災就学援護費の受給者が提出する定期報告書の提出期限についても、5月31日から6月30日に変更することとしている。

年金受給権者に対しては本省から直接周知することとしているが、年金受給権者等から問い合わせがあった場合には変更になったことを教示する等の確に対応すること。

なお、年金受給権者の定期報告書に係る10月期の提出期限については従前どおりであること。

### (2) 定期報告に係る診断書の添付廃止

障害（補償）年金の受給権者の定期報告に係る診断書の添付については、行政事務の簡素合理化及び年金受給権者の負担軽減の観点から、平成15年度よりこれを廃止することとしている。その事務処理については別途指示する予定であるので留意すること。

## 第7 広報活動等

### 1 報道機関に対する的確な対応



労災補償に関する社会的関心は高く、報道機関から取材される機会も多いが、労災保険給付の支給・不支給の決定等の情報は個人情報として保護されるべきものであり、その対応に当たっては請求人等関係者の権利利益を侵すことがないよう十分配慮すること。

また、不正受給事件や労災保険制度の悪用等社会正義に反するようなものについては社会に警鐘を鳴らし、同種事件を抑制する観点からも積極的に公表すべきであること。

これらを踏まえ、積極的に新聞発表を行うに当たっては、発表の方法、時期、発表に際して用いる資料・想定問答等について、局・署において十分に検討を行うこと。

なお、全国的に報道されることが予想される等社会的関心が高いと考えられる事案の新聞発表、取材対応については、事前に本省へ協議すること。

## 2 労災特別介護施設の入居促進

全国8カ所において設置・運営している労災特別介護施設（以下「ケアプラザ」という。）への入居状況については、平成15年2月末現在、平均8割の入居率であるが、中国・四国の施設においては、入居率の上昇はみられるものの、5割程度の入居率に止まっている状況にあることから、ケアプラザの設置目的等を踏まえ、設置局のみならず、近接する局においては、年金支給決定時に十分な説明を行うとともに労災年金相談所（室）との連携を強化することによって入居希望者の情報の把握に努め、ケアプラザへの情報提供を積極的に行うよう努めること。

また、平成14年2月より、障害等級又は傷病等級第1～3級に該当する者については、年齢に関係なくケアプラザに入居可能となったことにも留意し、入居促進に係る活動が円滑に行われるよう配慮すること。

## 3 二次健康診断等給付等の周知

二次健康診断等給付については、脳・心臓疾患の発生の予防に資するという観点からより一層の制度の活用促進を図っていく必要があり、引き続きあらゆる機会を通じて、労働者、事業主及び医療機関等に対して制度の周知啓発を行うこと。

また、平成15年4月1日から二次健康診断等給付システムが稼働するので、事務処理に遺漏なきよう期すとともに、医療機関等に対し周知すること。

## 第8 地方労災補償監察制度の活用

労災補償業務を適切に運営するためには、地方労災補償監察官が行う労災監察（以下「地方監察」という。）において、各監督署の行政運営の現状分析と問題点の把握を行い、その結果に基づき、的確な対策を講じることが重要である。

そのため、地方監察の実施に当たっては、署における事務処理状況を的確に把握した上で問題点の分析を行うとともに、地方監察の結果、是正改善を要する事項については、その原因、理由等を明らかにし、署に対し具体的な指示・指導を行うことはもとより、指示・指導後の措置状況を確実に把握する等実効ある地方監察に留意すること。

特に、不正受給事件が続発していることから、地方監察項目に、平成14年3月28日付けで配付した「労災実務必携」の労災保険給付のチェックポイントに基づく審査状況及び平成12年3月17日付け基発第142号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」に基づく相互チェック体制による確認状況を加える等、地方監察の具体的実効を図ることに努めること。

なお、平成15年度からは地方監察の実施回数を見直すことから、署に対する指導については一層積極的かつ効果的な地方監察となるよう工夫すること。

## 第9 労災かくしの排除等

労災かくしの排除について、労災補償の立場からは、労災診療協議会、医療機関に対する説明会等の機会をとらえ、労災かくしの問題点を説明の上、業務上の災害により被災したことが明らかな場合には、労災保険により処理することを徹底するよう要請すること。

また、労災かくしの排除のみならず、過重労働による健康障害防止対策等については、労働基準行政が一体となつて的確な対応を図る必要があり、労災補償業務において把握した情報を関係部署に提供する等十分な連携を図ること。

## 第10 事務簡素合理化

労災保険給付全体の新規受給者数は減少傾向にあるものの、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案に係る請求件数は増加しており、厳しい定員事情の下、迅速・適正な労災保険給付を実現するためには、一層の事務簡素合理化に努める必要がある。

平成15年度においては、障害（補償）年金の受給権者の定期報告に係る診断書の添付の廃止による審査業務の簡略化を予定しているほか、地方監察回数の見直し、柔道整復師等の受任者払に係る指名の更新手続の省略等を実施したところであり、適切な事務処理に努めること。

## 第11 職員の資質の向上

労災保険事務を円滑に遂行するためには、労災担当職員の幅広い専門知識の修得、事務処理能力の向上が不可欠であり、引き続き、計画的に各職制に応じた研修を実施すること。

特に、業間訓練（OJT）については、高度な知識・技術を要する事案や未経験分野の業務を積極的に若手職員に経験させる等により幅広い実務経験が積めるよう事務処理体制に工夫を凝らしたり、個別の事案に係る署・課内会議等において若手職員を積極的に発言させる等、日常的に職員の資質向上に努めること。

なお、長期未処理事案の円滑処理のため、署長の管理指導力は欠かせないことから、一般的に労災処理実務経験の少ない新任署長に対し、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案の処理等、長期未処理事案の解消のために必要な実務のポイントについて理解を深めるための研修を実施すること。